

令和元年白老町議会第2回定例会 12月会議会議録（第4号）

令和元年12月17日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時35分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第 2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 3号 令和元年度白老町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 5号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第12 議案第 6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第13 議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第13号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第14号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第18 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 第20 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第21 意見書案第10号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(案)
- 第22 意見書案第11号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)

第23 意見書案第12号 災害救助法の見直しを求める意見書(案)

第24 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第25 休会について

○会議に付した事件

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第7号)

議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和元年度白老町水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

議案第5号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第1号 例月出納検査の結果報告について

承認第1号 議員の派遣承認について

意見書案第10号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(案)

意見書案第11号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)

意見書案第12号 災害救助法の見直しを求める意見書(案)

○出席議員(14名)

1番 久保一美君

2番 広地紀彰君

3番 佐藤雄大君

4番 貳又聖規君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

7番 森 哲也君	8番 大 淵 紀 夫 君
9番 吉 谷 一 孝 君	10番 小 西 秀 延 君
11番 及 川 保 君	12番 長谷川 かおり 君
13番 氏 家 裕 治 君	14番 松 田 謙 吾 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

13番 氏 家 裕 治 君	1番 久 保 一 美 君
2番 広 地 紀 彰 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	藤 澤 文 一 君
農 林 水 産 課 長	富 川 英 孝 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	山 本 康 正 君
税 務 課 長	大 塩 英 男 君
上 下 水 道 課 長	本 間 弘 樹 君
建 設 課 長	下 河 勇 生 君
健 康 福 祉 課 長	久 保 雅 計 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
高 齢 者 介 護 課 長	岩 本 寿 彦 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
アイヌ総合政策課長	三 宮 賢 豊 君
建 設 課 参 事	舛 田 紀 和 君
生 涯 学 習 課 参 事	武 永 真 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案2件について、古俣副町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

- 総務課長（高尾利弘君） 議7―1、議案第7号であります。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正条文、別表の改正の朗読は省略させていただきます。

議7—12をお開きください。附則です。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第9条の3の規定により住居手当が支給されていた職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ）を支払っているものうち、第2条による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第9条の3の規定により算出される住居手当の月額が減じられるものに対しては、一部施行日から令和4年3月31日までの間、第2条改正後給与条例第9条の3の規定により算出される住居手当の月額に、当該減じられた額の100分の50に相当する額を加算した額を住居手当として支給する。

次のページ、議案説明であります。令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.09%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、令和2年1月期で所要の調整を行うことのほか、寒冷地手当等の給与額への加算や会計年度任用職員の給与に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

会 聖 前	改 正 後
(勤勉手当) 第20条 略	(勤勉手当) 第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の

<p>の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 略 別表第2 略 別表第3 略 別表第4 略</p>	<p>定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 <u>改正</u> 別表第2 略 別表第3 <u>改正</u> 別表第4 <u>改正</u></p>
--	--

職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料公務員宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）</p> <p>(2) <u>第10条の2第1項又は第3項の規定</u>により単身赴任手当を支給される職員で、配偶</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料公務員宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）</p> <p>(2) <u>第10条の2第1項又は第3項の規定</u>により単身赴任手当を支給される職員で、配偶</p>

者が居住するための住宅（有料公務員宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて、当該ア又はイに掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 略

3 略

（勤務1時間当たりの給与額）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（調整額又は特殊勤務手当で規則で定めるものを受ける職員にあっては、これらの手当等の月額の合計額の範囲内で規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数に乗じて得た額）とする。

者が居住するための住宅（有料公務員宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて、当該ア又はイに定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 略

3 略

（勤務1時間当たりの給与額）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（地域手当、寒冷地手当、調整額又は特殊勤務手当で規則で定めるものを受ける職員にあっては、これらの手当等の月額の合計額の範囲内で規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数に乗じて

<p>(1)～(2) 略 (勤勉手当) 第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略 3～5 略 <u>(非常勤の職員の給与)</u> 第20条の2 <u>非常勤の職員については、任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u> 2 <u>前項の非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>	<p>得た額)とする。 (1)～(2) 略 (勤勉手当) 第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略 3～5 略 <u>(会計年度任用職員の給与)</u> 第20条の2 <u>この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。</u></p>
--	---

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8-1、議案第8号であります。白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため、国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、一部特定任期付職員の給料月額を引き上げ等の勧告を行った。

国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前		改正後	
（給与に関する特例） 第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。		（給与に関する特例） 第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	
号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	374,000円	1	375,000円

2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3～4 略

2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の130」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

3～4 略

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条</p>

<p>例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～4 略</p>
---	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議9—1、議案第9号であります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則であります。

附則。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

2 令和元年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」とする。

(期末手当の内払)

3 改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次のページ、議案説明です。令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため、国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.09%の引き上げ、特別給(期末勤勉手当)の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、令和元年度の期末手当は0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、令和2年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.25月分に改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議10—1、議案第10号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

附則。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

2 令和元年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」とする。

（期末手当の内払）

3 改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次のページ、議案説明でございます。令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため、国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.09%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条

例の一部を改正するものである。

なお、令和元年度の期末手当は0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、令和2年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.25月分に改正するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議1—1にお戻りください。議案第1号です。令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,690万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億8,335万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和元年12月6日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。25ページの道路移設の関係で、前回も聞いた方がいらっしゃったのだけれども、駅前の移設していない物件がございますよね。非常に見た目もよくないなと思っているのですが、もし差しさわりがなければ、現在の状況と、撤去がされる代執行になるのかどうかよくわからないのだけれども、そこら辺を言ってもいい範囲であれば、来年の3月まであればはなくなると言ったらおかしいですが、そういうふうになるような状況なのかどうか。もし差しさわりがなければ、答弁を願いたいと思います。

もう一点、29ページの消防施設費で、これは多分相当細かく議案説明であったから、私が失念したかもしれませんが、36号線の関係で防火水槽が移ると。これは国の36号線の拡幅なのだけれども、単純にどうして国の金が減って、国から全く出ないのか、その辺を失念したものですから、経過というか、国が金を出さないとしたら何で金を出さないのかという、そのことだけを聞きたいのです。移すことについては了解してますので、そこだけお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 駅前広場の家屋の関係なのですけれども、用地交渉は継続して行っているという状況です。それで、どのようになってくるのだという部分なのですけれども、はっきりとは申し上げられないですが、交渉としては難しいといったような今の状況でございます。ただ、交渉はきょうも行いますけれども、継続してやっていきたいということです。

○議長（松田謙吾君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 消防施設費、防火水槽の撤去の関係だと思っておりますけれども、撤去に

関しては、これは国道の拡幅ということで国の補償で全て行いました。今回移設なのですけれども、当初消防設備整備費補助金、これを充当する予定で事業を進めておりましたけれども、これが1基では補助対象にならないということで、2基以上ということになりましたので、今回1基ですので、これで補助金の対象にはならないということになっております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。それ以上答えられないのならそれで構わないのだけれども、要するに用地交渉がうまくいかなかったら結果的には、北海道がやるのか、国がやるのか、どこがやるのかわからないけれども、代執行というのですか、強制的に排除するしか、裁判か何かでやるしかないのでしょうか。そこがよくわからないのです。わからないで聞いていますから。そういうことが行われるとしたら相当時間がかかると、要するに来年の3月なんかは全然間に合わなくて、ずっとかかってしまうのかどうか、それが気になるのです。だから、期限を切れとか、そんなことを言ったって無理なのだから、ただ状況としてそのようになるのかどうか、そこがわからなかつたらいいです。わかれば聞きたいのです。

それから、消防設備はわかりました。ただ、移設するのは動かせという分については国が金を出したと、動かしてつくらなくてもいいとはならぬはずだ。そうすれば、国の都合で動かすのだから、少しぐらいの補助金でなくて、きちんと補償というのですか、補助金でなくて補償すべきと一般的にはとるのでないかなと。建物だって、壊すだけ壊して建たないなんていうことあり得ないでしょう。全部建てる、国が補償する。それはどうしてだめなのですか、そこら辺が疑問なものですから伺います。

○議長（松田謙吾君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） まさに議員おっしゃるとおり、国の都合で動かすわけですから、撤去のみならず、本来移設分も出していただいてもよろしいのではないのかということなのですが、消防用設備はご承知のとおり防火水槽だけではございません。消火栓もございます。防火水槽というのは断水等のために予備的につくるといいますか、そういうようなことで各地区に展開しております。こちらの都合といいますか、本来つくらなくてもよかったのかということになるのですけれども、やっぱりあったものはつくらなければならないということでございますし、また消防的にいいですと近くに川もございまして、本来その川も自然水利ということで活用は可能なのですけれども、今回あえて耐震型の水槽にするということで、今までは耐震型ではなかったのです。ですから、地震があった際に壊れるおそれもあったというものなのですけれども、今回の機会といいますか、せっかくつくるのであれば耐震型の地震にも耐え得るようなものを設置すべきということで考えまして今回町のほうで用意するというにいたしました。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 用地交渉の関係なのですけれども、用地交渉そのものは北海道のほうが行っています。仮にですけれども、強制収用ということになれば、それなりの時間がかかってくるとは思われます。余り細かいことが言えなくて申しわけないのですけれども、今の段階では用地交渉を進めているということでご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正 予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議2―1をお開きください。議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和元年12月6日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和元年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第3号 令和元年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議3—1をお開きください。議案第3号 令和元年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和元年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度白老町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額3億5,567万5,000円、補正予定額228万8,000円、計3億5,796万3,000円。

第1項営業費用、既決予定額3億2,761万8,000円、補正予定額228万8,000円、計3億2,990万6,000円。

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号、職員給与費、既決予定額6,596万9,000円、補正予定額228万8,000円、計6,825万7,000円。

令和元年12月6日提出。白老町長。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和元年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(松田謙吾君) 日程第10、議案第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) 議4―1をお開きください。議案第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)。

第1条 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額8億7,775万2,000円、補正予定額5,000万円、計9億2,775万2,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億667万1,000円、補正予定額5,000万円、計3億5,667万1,000円。

令和元年12月6日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、原案のとおり

り決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第5号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5—1、議案第5号であります。白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議5—10をお開きください。附則でございます。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（白老町交通安全指導員設置条例の廃止）

2 白老町交通安全指導員設置条例は、廃止する。

議5—13をお開きください。議案説明でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外

勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表を準用し、会計年度任用職員給料表（別表第1。以下「給料表」という。）に掲げる職種の区分に応じて適用する。

2 職種ごとの職務内容については、町長が規則で定めるものとする。

3 第1項の給料表は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、会計年度任用職員等級別基準表（別表第2）によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号俸）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

2 前項に定めるほか、職務内容の特殊性から採用が困難と認められる職については、第3条第1項の規定による給料表の適用する号俸の範囲に20号俸以内を加算することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第8条 給与条例第13条第1項から第4項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年

度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「休日において正規の勤務時間」とあるのは、「休日において当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第17条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第17条第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第14条第2項及び前条の規定により準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第12条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次項及び第23条第2項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額

及びその支給方法は、白老町職員の特殊勤務手当支給条例（昭和47年条例第16号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第15条 第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じて100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第22条 第25条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額並びに第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第23条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内におけるパートタイム会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム

会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間あたりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間

当たりの報酬額を減額する。

(給与からの控除)

第27条 白老町職員の給与支払に関する特別条例(昭和43年条例第4号)第2条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(白老町交通安全指導員設置条例の廃止)

2 白老町交通安全指導員設置条例(昭和51年条例第5号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	給料表	職務の級	適用する号俸の範囲
(1) 行政事務	行政職	1級	1号俸～26号俸
(2) 行政業務		1級	1号俸～33号俸
		2級	1号俸～13号俸

(3) 医療職		1 級	1 号俸～33 号俸
		2 級	1 号俸～35 号俸
(4) 福祉職		1 級	1 号俸～37 号俸
		2 級	1 号俸～15 号俸
(5) 教育職		1 級	1 号俸～29 号俸
		2 級	1 号俸～9 号俸
(6) その他の職		1 級	1 号俸～37 号俸
		2 級	1 号俸～58 号俸
(7) 医師職	医療職 (一)	1 級	1 号俸～25 号俸

別表第 2 (第 4 条関係)

会計年度任用職員等級別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
(1) 行政事務	1 級	定型的又は補助的な事務を行う職務 その他これに準ずる事務を行う職務
(2) 行政業務	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務
	2 級	専門的又は特殊な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務
(3) 医療職	1 級	看護助手の職務 栄養士、管理栄養士の職務 准看護師の職務 作業療法士、理学療法士の職務
	2 級	看護師、保健師の職務 臨床検査技師、薬剤師の職務
(4) 福祉職	1 級	介護ヘルパー、介護福祉士の職務 放課後児童指導員補助の職務 社会福祉士の職務 放課後児童指導員の業務 アイヌ生活相談員の職務
	2 級	相談支援専門員の職務 ケアマネージャーの職務
(5) 教育職	1 級	スポーツ推進員の職務 教育支援員、指導員の職務 図書司書の業務

	2 級	学芸員の職務 英語指導助手の職務
(6) その他の職	1 級	地域おこし協力隊の職務 集落支援員の職務 A 作業員の職務 B 作業員の職務
	2 級	C 作業員の職務 D 作業員の職務
(7) 医師職	1 級	医師の職務

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8 番、大淵紀夫議員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。何点かお尋ねをしたいのですが、この制度そのものは私自身は非常にいいなと思っております。もちろん国の働き方改革の一環だと思うのですが、1 つは、来年というか、4 月 1 日から令和 2 年、これで予算額、これがおおよそのどれぐらいになるかということが 1 点。

それから、2 点目、労働組合との対応はされたかどうか。されたとしたら、内容はどんなような内容に労働組合とはなったか。

それから、3 点目に、町の補助金団体というか、関係団体とか、給与費なんかも一部出しているところもございますよね。ですから、そういうところに対する影響というのは、これはどうなるのか。準ずるようなことになっていくものなのかどうか。

それと、4 点目、ここが私は特に聞きたいのだけれども、いろいろありますが、町内のパートや臨時で働いている人たちへの影響。本来は、町がそうした場合は町全体のパートや臨時の底上げがされなければ意味がないのです。働き方改革で役場だけがやったってだめなわけですから、そういうことでの影響というか、波及効果というのは、考えられるかどうか。

その 4 点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 幾つか質問がございましたが、まず予算額の部分です。総額でなくて差額ということでお答えさせていただきますけれども、大体減額で、これまでの臨時職員、嘱託職員ですとか一部会計年度任用に移った部分も含めると、こちらは人数等の関係で 3,200 万円の減ということと、逆に委託料を、清掃業務等を一部従来民間委託でやっていたものはこれを機に民間委託に戻すということも含めまして委託料が 3,800 万円ほど増ということとで現在試算しておりまして、大体予算額で 600 万円程度、増になるという見込みです。詳細についてはまだ詰めなければならない部分があるのですが、そういうことになってございます。

労働組合との話ですが、労働組合のほうにもこちらのほうは説明はしてございまして、あと個別に現在働いている臨時職員、嘱託職員の皆様にもそれぞれ分けて説明はさせていただいているという状況になってございます。

町の補助団体への影響ということでございますが、確かに今一部社会福祉協議会だとか大きなところへ人件費を出しているというところがございますけれども、今回の改正に関してそれについて見直し等は今のところしていない状況でございます。

あと町内への影響ということで、今回おっしゃるとおり公務員法、これは基本的には今まで臨時職員として運用していた部分が各まちによってそれぞれ取り扱いが任期も含めて、任期は本当は6カ月と決まっています、最長でも1年となっているのですが、そういった部分で、期間の扱い方について、それぞれ違ったという運用上の問題があったということでの改正にあわせて、先ほど言った働き方改革というか、処遇改善というものも含めてやってございます。今回は公務員というところの考え方でございますが、今後はそういった部分で人材不足なんかも含めていろいろ民間でも働き方改革だとか、雇用の面で賃金が上がったりと、休暇の制度が整えられたりというところは期待しているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 私のほうから若干補足させていただきたいと思います。

町内のパート、それから臨時職員への影響というご質問でございますので、労働行政を担当する立場として所感を述べたいと思っております。今回の条例改正を受けまして、役場臨時職員の賃金体系に準じた、そういった団体においても今後同様の動きが見られるということも想定はされるのかなという一方で、全国的に見ても北海道というのは最低賃金がまだまだ低い状況にあるという中で、本年10月から最低賃金が861円ということで前年と比較しても26円引き上げられているといったような状況でございます。こうした動きについては、一長一短あるというのも事実かと考えておりますけれども、1つは消費税増税ですとか、あるいは物価の上昇、こういった動きがある中で労働者側からするとこの賃金の引き上げということは歓迎されるのかなと考えますが、一方においては雇用主にとってはこれは経営を圧迫する、経営に与える影響は大きいのかなと考えております。特に総務課長からもお話があったとおり、近年においては町全体的に言えることは労働力が不足しているという中で、これが深刻化する中で労働条件のよしあしでいってみれば雇用が確保できるかできないかが左右されているといったような現状を鑑みますと、こうした雇用条件ですとか、あるいは待遇の改善という動きは一定限はいたし方ないのかなと考えますが、この改革が賃金、条件面が過当競争になって最終的に廃業に追い込まれたとなってしまうとこれは本末転倒ですけれども、一定限はいたし方ないのかなとは捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。根本は何かというと、生活水準が上がり、消費が回転するというのが一番大切なのです。地域の景気がよくなるというのは何かといたら、個人消費なのです。ですから、個人消費をふやすということは賃金が少しでも上がるということなのです、ですから、もちろんそれは課長が答弁したようなこともあります。だから、それは

どうということかという、公務員というベースが上がるということによって地域全体が上がらなければ、これは公務員だけ上がったってだめなのですよ、はっきり言えば。だから、そこは労働行政としても、それから職員の末端のパート、本来からいったらパートが支えている部分というのは物すごくあるわけでしょう。福祉関係なんていうのはパートでもっているような部分だっただけたくさんあるわけですから、そういうところがきちんとベースが上がって、それができれば町全体の働く人たちに好影響を与えるような、役場が旗を振れとは言いません。けれども、そういうふうに見えるような役場でなければ町民が住んでいる意味がないわけですから、そういう視点からいうと、今回のこのことについていえばそういう意味があるということ、労働行政を担当する部や総務課なんかはそういう視点で物を見ないと、ただパートの賃金上がる、ボーナスが出る、そういう問題ではないという、それが国の言っている働き方改革ですから、そこにきちんと視点を合わせて政策化していくということが私は大切だと思うのだけれども、その見解だけ伺います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まさしく今回の改正については二面性があるといえますか、雇用主側というか、雇う側についてはやっぱり厳しい状況というのは出てくると思います。一方、働き方改革ということで、労働者側にとっては優遇されるということになりまして、そういった側面もあるのですけれども、今おっしゃったように、これからのまちづくりを考えますと消費行動が一定程度保たれないと当然経済も回らないし、そちらから福祉へ行くお金とかということの財源もなかなか確保できないというような状況も考えられますので、労働条件を労働者に優しい形をつくっていくということが大事だと思いますし、あわせて今回は職員それぞれの、会計年度任用職員もそうですが、正職員についてもレベルアップを図っていきながら、この制度をよい方向に持っていけるような形で進めたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議6—1、議案第6号であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議6—4をお開きください。附則であります。

附則、この条例は、令和2年4月1日より施行する。

次のページ、議案説明です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町議会議員の政治倫理に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
<p>（政治倫理基準等）</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 町職員（<u>臨時職員等</u>を含む。以下同じ。）の採用、昇任、異動その他の人事に不当に関与しないこと。</p> <p>(9)～(10) 略</p>	<p>（政治倫理基準等）</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 町職員（<u>会計年度任用職員等</u>を含む。以下同じ。）の採用、昇任、異動その他の人事に不当に関与しないこと。</p> <p>(9)～(10) 略</p>

白老町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
（報告事項）	（報告事項）

<p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
--	--

白老町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正前	改正後
<p>（休職の効果）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>（休職の効果）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

白老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正前	改正後
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第号）第17条第1項から第3項までに規定する報酬の額</u>）を給与から減ずるものとする。</p>

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正前	改正後
<p>（<u>非常勤職員の勤務時間、休暇等</u>）</p> <p>第18条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>（<u>会計年度任用職員の勤務時間、休暇等</u>）</p> <p>第18条 <u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

白老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第6条による改正）

改正前	改正後
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号</p>

俸を調整することができる。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第7条による改正）

改正前	改正後
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>非常勤職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)～(5) 略</p>

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第8条による改正）

改正前							改正後						
別表（第2条、第4条関係）抜粋							別表（第2条、第4条関係）抜粋						
職名	報酬		費用弁償				職名	報酬		費用弁償			
	区分	金額	鉄道賃（バス賃（1日当り）を含む。）、船賃及び航空賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料（1夜につき）		区分	金額	鉄道賃（バス賃（1日当り）を含む。）、船賃及び航空賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料（1夜につき）
1～7 略							1～7 略						
8 嘱託医師	土曜日直勤後日直勤者	日額 50,000円以内で町長が定める額					8 学校医	年額	69,000				
	日曜日直勤者	100,000円以内で町長が定める額					9 学校薬剤師		63,000				
	祝日直勤	120,000					10 その委員長の委員	日額	以内				
							他の委員		6,900				
							等臨時委員		以内				
									6,300				

	勤務者		以内で町長が定める額
	年末年始の日直勤務者		150,000
	平日、土曜、日曜、祝日宿直勤務者		30,000以内で町長が定める額
	年末年始の宿直勤務者		40,000以内で町長が定める額
	平日勤務者		100,000以内で町長が定める額
	予防接種	月額	2,900
9	学校医	年額	69,000
	学校歯科医		
10	学校薬剤師		63,000
11	その他の委員会等	日額	以内
	委員長		6,900
	会長		
	委員		以内
	臨時委員		6,300
12	管理人	月額	30,000
	生活館		
	福祉館		
	児童館		
	公民館		
13	青少年指導員	日額	1,200
14	スポーツ推進委員	月額	4,000
備考			略

員									
備考									略

白老町職員等の旅費に関する条例新旧対照表（第9条による改正）

改正前				改正後			
別表第1（第15条、第19条～第21条関係） （町外旅費）				別表第1（第15条、第19条～第21条関係） （町外旅費）			
区分	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （胆振管外1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	区分	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （胆振管外1日につき）	宿泊料 （1夜につき）
医療職（一）の職員	円 37	円 1,000	円 11,000	医療職（一）の職員	円 37	円 1,000	円 11,000
行政職の職員	37	1,000	10,000	行政職の職員	37	1,000	10,000
医療職（二）の職員				医療職（二）の職員			
医療職（三）の職員				医療職（三）の職員			
嘱託職員・臨時職員				会計年度任用職員			
備考	略			備考	略		
別表第2（第25条関係）（町内旅費）				別表第2（第25条関係）（町内旅費）			
区分	車賃 （1キロメートルにつき）	宿泊料 （1夜につき）		区分	車賃 （1キロメートルにつき）	宿泊料 （1夜につき）	
行政職の職員	円 37	円 7,000		行政職の職員	円 37	円 7,000	
医療職（一）の職員				医療職（一）の職員			
医療職（二）の職員				医療職（二）の職員			
医療職（三）の職員				医療職（三）の職員			
嘱託職員・臨時職員				会計年度任用職員			
備考	略			備考	略		

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） それでは、議11—1をお開きください。議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

次のページをお開きください。附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議11—3をお開きください。議案説明でございます。白老港に係る港湾施設使用料については、登別漁港利用者との均衡を図るため、北海道漁港管理条例に定める利用料に準拠し設定しているところでありますが、同条例が令和元年10月1日に改正され、利用料の改定が行われたことから、当該施設においてもこれに準じた使用料の改正を行い、令和2年4月1日より施行するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町港湾施設管理条例新旧対照表

改正前	改正後
別表（第16条関係）抜粋	別表（第16条関係）抜粋

種類	区分					
	1 けい留施設使用料	略				
商船	略					
	略					
漁船	(1) 期間を定めて使用する船舶					
	ア 動力船					
	区分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
	1トン未満	円 800	円 2,200	円 3,800	円 5,100	円 5,700
	1トン以上 3トン未満	1,300	3,300	5,700	7,900	8,700
	3トン以上 5トン未満	1,500	4,300	7,400	10,400	11,500
	5トン以上 10トン未満	2,600	7,400	12,600	17,800	19,800
	10トン以上 15トン未満	3,900	10,800	18,700	26,200	28,700
	15トン以上 20トン未満	5,100	13,300	23,700	32,900	36,300
	20トン以上 30トン未満	9,500	24,900	43,200	59,800	66,600
	30トン以上 40トン未満	11,800	32,000	55,900	77,100	85,900
	40トン以上 50トン未満	15,400	40,900	70,500	97,500	108,500
	50トン以上 60トン未満	19,000	50,700	87,900	121,900	135,400
	60トン以上 80トン未満	24,300	65,600	114,100	159,000	175,900
	80トン以上	29,700円 と80トン を超える 20トンご とに 5,200円 で計算し た額との 合計額	80,300円 と80トン を超える 20トンご とに 14,800円 で計算し た額との 合計額	140,400 円と80ト ンを超える 20トンご とに 26,200円 で計算し た額との 合計額	195,800 円と80ト ンを超える 20トンご とに 36,900円 で計算し た額との 合計額	216,300 円と80ト ンを超える 20トンご とに 40,400円 で計算し た額との 合計額
	イ 無動力船（1トン未満のものを除く。） 動力船の2分の1の額					
	(2) 時期を定めないで利用する船舶等					
	ア 動力船 1トン当たり24時間までごとに58円32銭					
	イ 無動力船（1トン未満のものを除く。） 1トン当たり24時間までごとに27円					
	ウ いかだ 1平方メートル当たり24時間までごとに24円84銭					
等使用料	区分			料金		
	漁港区	港湾区		1日1平方メートルまでごとに1円8銭		
2 港湾施設用地 及び野積場	略			略		

種類	区分					
	1 けい留施設使用料	略				
商船	略					
	略					
漁船	(1) 期間を定めて使用する船舶					
	ア 動力船					
	区分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
	1トン未満	円 800	円 2,300	円 3,800	円 5,200	円 5,800
	1トン以上 3トン未満	1,300	3,400	5,800	8,000	8,900
	3トン以上 5トン未満	1,500	4,400	7,500	10,600	11,700
	5トン以上 10トン未満	2,700	7,500	12,800	18,200	20,200
	10トン以上 15トン未満	3,900	11,000	19,000	26,700	29,300
	15トン以上 20トン未満	5,200	13,600	24,200	33,500	36,900
	20トン以上 30トン未満	9,700	25,300	44,000	60,900	67,800
	30トン以上 40トン未満	12,000	32,600	56,900	78,500	87,500
	40トン以上 50トン未満	15,700	41,600	71,800	99,300	110,500
	50トン以上 60トン未満	19,300	51,600	89,500	124,200	137,900
	60トン以上 80トン未満	24,800	66,800	116,200	161,900	179,200
	80トン以上	30,200円 と80トン を超える 20トンご とに 5,300円 で計算し た額との 合計額	81,800円 と80トン を超える 20トンご とに 15,000円 で計算し た額との 合計額	143,000 円と80ト ンを超える 20トンご とに 26,700円 で計算し た額との 合計額	199,400 円と80ト ンを超える 20トンご とに 37,600円 で計算し た額との 合計額	220,300 円と80ト ンを超える 20トンご とに 41,100円 で計算し た額との 合計額
	イ 無動力船（1トン未満のものを除く。） 動力船の2分の1の額					
	(2) 時期を定めないで利用する船舶等					
	ア 動力船 1トン当たり24時間までごとに59円40銭					
	イ 無動力船（1トン未満のものを除く。） 1トン当たり24時間までごとに27円50銭					
	ウ いかだ 1平方メートル当たり24時間までごとに25円30銭					
等使用料	区分			料金		
	漁港区	港湾区		1日1平方メートルまでごとに1円10銭		
2 港湾施設用地 及び野積場	略			略		

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議12—1です。議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

議12—3をお開きください。附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

続いて、議12—5、議案説明でございます。本町の公共下水道事業について地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行することにより経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、持続可能な経営を確保するため、本条例の一部を改正するものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<u>白老町水道事業の設置等に関する条例</u> (水道事業の設置) 第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。	<u>白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (事業の設置) 第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。 <u>2 町民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u> <u>(法の適用)</u> 第2条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第29号。以下「法」という。)</u> 第2条第3項及び <u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u> 第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適

<p>(経営の基本)</p> <p><u>第2条</u> <u>水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>給水区域は、白老町緑町、陣屋町、川沿1丁目から4丁目まで、緑丘1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から3丁目まで、本町1丁目から3丁目まで、末広町1丁目から5丁目まで、若草町1丁目から2丁目まで、高砂町1丁目から4丁目まで、大町1丁目から6丁目まで、東町1丁目から5丁目まで、日の出町1丁目から5丁目までの全区域及び字白老、字石山、字萩野、字北吉原、字竹浦、字虎杖浜、字社台の各一部の区域内とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>給水人口は、27,300人とする。</u></p> <p><u>4</u> <u>1日最大給水量は、10,300立方メートルとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u></p> <p><u>第7条</u><u>ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)</u></p> <p><u>第8条</u><u>の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため上下水道課を置く。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第4条</u> <u>法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第5条</u> <u>法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</u></p>	<p><u>用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p><u>第3条</u> <u>水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>水道事業の規模及び能力は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>下水道事業の規模及び能力は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p><u>第4条</u> <u>法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)</u>の権限に属する事務を処理させるため上下水道課を置く。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第5条</u> <u>法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第6条</u> <u>法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</u></p>
---	---

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 略

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするた

め管理者が必要と認める事項

3 略

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 略

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにす

るため管理者が必要と認める事項

3 略

別表第1 (第3条関係)
水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
1 全区域	27,300人	10,300立方メートル
白老町緑町、陣屋町、川沿1丁目から4丁目まで、緑丘1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から3丁目まで、本町1丁目から3丁目まで、末広町1丁目から5丁目まで、若草町1丁目から2丁目まで、高砂町1丁目から4丁目まで、大町1丁目から6丁目まで、東町1丁目から5丁目まで、日の出町1丁目から5丁目まで		
2 一部の区域		
字白老、字石山、字萩野、字北吉原、字		

	竹浦、字虎杖浜、字社台		
別表第2（第3条関係） 下水道事業			
	排水及び処理区域	排水及び処理人口	1日最大処理能力
	1 全区域 白老町川沿1丁目から2丁目まで及び4丁目、緑丘1丁目から3丁目まで、栄町1丁目から3丁目まで、本町1丁目から2丁目まで、末広町1丁目から5丁目まで、若草町1丁目から2丁目まで、高砂町1丁目から3丁目まで、大町1丁目から6丁目まで、東町1丁目から5丁目まで、日の出町3丁目	16,050人	11,050立方メートル
	2 一部の区域 緑町、川沿3丁目、緑丘4丁目、本町3丁目、高砂町4丁目、日の出町1丁目及び4丁目から5丁目まで、字白老、字石山、字萩野、字北吉原、字竹浦、字虎杖浜、字社台		

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第13号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議13-1、議案第13号であります。白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。

次のページ、附則であります。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。本町の公共下水道事業について地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行すること並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が導入されることに伴う規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員定数条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、

<p>委員会、監査委員、教育委員会及び教育委員会の所管に属する教育機関、消防本部及び消防署、地方公営企業に勤務する一般職の職員（<u>臨時又は非常勤の職員を除く。</u>以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町長の事務部局の職員 <u>200人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 地方公営企業関係職員 <u>10人</u></p> <p>2 略</p>	<p>教育委員会及び教育委員会の所管に属する教育機関、消防本部及び消防署、地方公営企業に勤務する一般職の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町長の事務部局の職員 <u>195人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 地方公営企業関係職員 <u>15人</u></p> <p>2 略</p>
---	--

白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項に掲げる職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>（管理職員特別勤務手当）</u></p> <p><u>第12条の2 第4条の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項にお</u></p>

(非常勤職員の給与)

第18条 企業職員で非常勤のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

いて「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の支給については、白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)の規定を準用する。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、議案第14号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議14—1、議案第14号です。白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月6日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。この条例は、令和2年1月1日から施行する。

続いて、議14—3、議案説明でございます。水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定制度に有効期限が設けられ、5年ごとの更新手続が必要とされたことから、これらに対応する規定の整備や更新申請手数料の額を定めるほか、水道法施行令の一部改正に伴い、同令を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町水道事業給水条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（工事の施行）</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が<u>法第16条の2第1項の指定</u>をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2～3 略</p> <p style="text-align: center;">（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条の2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第35条関係）</p> <p>1 設計審査等手数料</p>	<p style="text-align: center;">（工事の施行）</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が<u>法第16条の2第1項の指定又は同法第25条の3の2第1項の指定の更新</u>をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2～3 略</p> <p style="text-align: center;">（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条の2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第35条関係）</p> <p>1 設計審査等手数料</p>

件名	金額
設計審査手数料	1件につき 600円
完成検査手数料	1件につき 600円

2 指定給水装置工事事業者申請手数料 1
件につき 10,000円

件名	金額
設計審査手数料	1件につき 600円
完成検査手数料	1件につき 600円

2 指定給水装置工事事業者指定申請等手数料

件名	金額
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	1件につき 10,000円
指定給水装置工事事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本日配付の諮問第1号です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年12月17日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字竹浦198番地415、氏名、水島直子、生年月日、昭和27年10月30日生まれ、67歳です。

次のページの履歴調書ですが、記載の学歴、職歴及び民間団体歴につきましては朗読を省略させていただきます。

なお、公職中、平成29年4月から今回提案してございます人権擁護委員を継続しております。

以上、ご審議をよろしくお願ひします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 同じく本日配付の諮問第2号です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年12月17日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山39番地754、氏名、新谷育子、生年月日、昭和47年6月16日生まれ、47歳です。

次のページでございます。履歴調書ですが、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、公職中、平成29年4月から今回ご提案しております人権擁護委員を継続しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、報告第1号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により、及び地方自治法235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第20、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振東部市町村議会懇談会等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第10号 スマート農業の実現による競争力強化の
加速を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第21、意見書案第10号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）

農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が大きな課題となっている。例えば、機械化が難しいとされ、手作業でなければできない危険な作業やきつい作業が残されていたり、選果や弁当の製造・盛り付けなど多くの雇用労力に頼っているが、労働力の確保が困難であったり、一人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が期待されている。

こうした状況を打破するため、政府は2022年度までに、さまざまな現場で導入可能なスマート農業業者が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境を整えるため、「農業新技術の現場実装推進プログラム」に即した取り組みを進めようとしている。これにより、農業現場が抱える農業従事者の減少や農業の生産性の向上といった課題に対応することが期待されるが、各々の施策が現場において着実に推進されなければならない。

そこで、「農業新技術の現場実装推進プログラム」が農業者だけでなく、企業、研究機関、行政機関などの関係者を巻き込んで推進できるよう、下記の事項について取り組むことを求める。

記

1. 農業経営の将来像を示し、先進的な農業経営の姿を地元の生産条件を加味し、営農類型をよく把握した上で提示すること。
2. 技術ごとのロードマップを示し、実証・市販化・普及を農業者が求める技術やサービスとして提示できるよう、現場の意見を把握しながら推進すること。
3. 技術実装は「失敗と成功」の不断の努力が必要であり、KPIを把握しつつも農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第11号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第22、意見書案第11号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第11号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府においては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心

な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については危険運転を行った場合のみでも、道路交通法上厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
2. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及び、その違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
3. 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第12号 災害救助法の見直しを求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第23、意見書案第12号 災害救助法の見直しを求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第12号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

災害救助法の見直しを求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

災害救助法の見直しを求める意見書（案）

北海道で観測史上初めて最大震度7を記録し、災害関連死を含め44人が犠牲になった北海道胆振（いぶり）東部地震では、強烈な揺れが多数の家屋を損壊させ、大規模な土砂崩れによる被害を生みました。道内のほぼ全域が停電する全国で初めてのブラックアウトが数日間続くと
いう未曾有の事態を引き起こしました。

震源上に位置し、大きな被害を出した厚真（あつま）、むかわ、安平（あびら）3町では、約200世帯が応急仮設住宅で暮らしています。自宅が全壊し家財道具を失った人も少なくありません。被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要になっています。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に、「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの給与があるものの、家電製品は対象外であります。そのため、北海道胆振東部地震の被災地の要求を受けて、北海道は被災3町が家電3品を貸与するための購入経費に100%を補助する「生活家電応急貸与事業費補助金」事業を創設しました。厚真、むかわ、安平3町の仮設入居264世帯に対し、洗濯機、冷蔵庫、テレビの生活家電3品目、計623台が貸与されました。

避難生活の中では体調を崩す人が少なくありません。これまでに持病のある被災者が移り住んだ仮設住宅で亡くなる痛ましい事態もありました。被災世帯が安心して生活ができる環境づくりや、応急仮設の住環境の改善を進めることが大切です。今では、洗濯機、冷蔵庫、テレビは生活必需品といえます。これらのことから、生活家電3品を災害救助法の給与対象とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 災害救助法の見直しを求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第24、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員

長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願います。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく願います。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第25、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、明年1月5日まで会期となっております。明日12月18日から明年1月5日までの19日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月18日から明年1月5日までの19日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 広 地 紀 彰